東京市京橋区銀座西八　民友社　徳富蘇峰先生　／京城府孝子町一七五　香山光郎[[1]](#footnote-1)

香山光郎、十一月十七日、高等法院に於いて無罪の御判決ありました。

自由な身で文章報國が出来るやうになりました。

　　昭和十六年十一月二十二日

　　　　　　　　　　　香山光郎　再拜

　　蘇峰大先生　垂□[[2]](#footnote-2)

1. 「壽」の字で封緘してあり、十一月二十二日と日付が入っている。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 「食」偏に「曽」。ただしこのような文字は存在しない。「饋」と「贈」（いずれも「おくる」の意）からの混成か？ [↑](#footnote-ref-2)